

中京区役所区民ホール使用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中京区役所区民ホール（以下「区民ホール」という。）を「福祉と文化のまちづくり」を通じて地域の発展と自治の向上を図ることを目的とした、区民と行政及び区民相互のふれあいを深める場として使用するための必要な手続きを定めるものとする。

(使用の範囲)

第2条 区民ホールの使用は、区役所の業務に支障のない限りにおいて、中京区内で活動する団体等が、展示等を行う場合に認めることができるものとする。

(使用許可の申請)

第3条 区民ホールを使用する団体の責任者は、中京区長（以下「区長」という。）が定める中京区役所区民ホール使用許可申請書（様式1）（以下「区民ホール使用許可申請書」という。）により区長に申請しなければならない。

2 使用許可を受けた後に、使用目的その他の許可申請内容に変更が生じた時は、直ちにその旨を区長に申し出て、許可を受けなければならない。

(使用許可)

第4条 区長は、区民ホールの使用を許可したときは、中京区役所区民ホール使用許可書（様式2）（以下「区民ホール使用許可書」という。）を申請者に交付する。

2 許可を受けて区民ホールを使用する者（以下「使用者」という。）は、区民ホール使用許可書を区役所職員に提出し、確認を受けてから使用しなければならない。

(使用の取消)

第5条 使用許可書の交付を受けた後に、使用しなくなったときは、直ちにその旨を区長に申し出て、取消しの手続きを行わなければならない。

(使用の不許可)

第6条 次の各号の一に該当するときは、区長はその使用を許可しない。

- (1) 区の業務の遂行に支障があるとき。
- (2) 庁舎の管理上支障があるとき。
- (3) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあるとき。

- (4) 政治活動に利用されるおそれがあるとき。
- (5) 宗教活動に利用されるおそれがあるとき。
- (6) 営利活動、その他特定の人又は団体の利益に供するおそれがあるとき。
- (7) 会費、入場料等の金銭を徴収するとき。
- (8) その他区長が不適當と認めるとき。

(使用許可の取消)

第7条 次の各号の一に該当するときは、区長は使用の許可を取り消す。

- (1) 区民ホール使用許可申請書に虚偽の記載をしたとき。
 - (2) この要綱に定める事項、又は使用許可時の注意事項に違反したとき。
 - (3) 災害その他不可抗力により区民ホールの使用ができなくなったとき。
 - (4) 京都市暴力団排除条例第2条第1号に掲げる暴力団の活動に利用されると認められるとき。
 - (5) その他公用、管理上の都合により、区長が特に必要と認めたとき。
- 2 前項の措置によって損害が生じることがあっても、区長及び本市はその責を負わない。

(使用者の管理義務及び禁止行為)

第8条 使用者は次の各号に定める行為をしてはならないほか、区民ホールを使用責任者の注意をもって管理するとともに、その使用後は、使用許可時の注意事項に従って措置しなければならない。

- (1) 区民ホールでの飲食及び喫煙行為（ただし、会議に伴う湯茶等は可）
- (2) 区民ホール外に響くような大きい音を出す行為
- (3) その他区長が不適當と認める行為

(地位の譲渡の禁止)

第9条 使用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

(損害賠償)

第10条 使用者は、区民ホール、その附属施設又は設備等を破損するなど、本市に損害を与えたときは、直ちにその旨を区長に申し出て、その損害を賠償しなければならない。

(申込期間)

第11条 区民ホール使用許可申請書の受付は、使用しようとする日の3箇月前からとする。

(使用日時等)

第12条 区民ホールを使用することができる時間は、午前9時～正午及び午後1時～午後5時とする。

2 区民ホールは、毎年12月27日から翌年1月5日までの期間と土曜日・日曜日、祝日及び公職選挙法に基づく選挙の告示日から開票日の翌日までの間は使用できないものとする。

3 展示として使用する場合は、原則として使用期間を2週間以内とし、土曜日・日曜日、祝日をまたがって展示物を設置してよいこととする。

(原状回復)

第13条 使用者は、施設の使用を終了し、又は使用許可の取消しを受けたときは、速やかに原状に復し、確認を受けなければならない。

(その他)

第14条

前各条に定めのない事項、その他区民ホールの使用に関して必要な事項は区長が別に定める。

附則 この要綱は、昭和59年4月1日から実施する。

附則 この要綱は、平成22年6月1日から実施する。

附則 この要綱は、平成30年9月1日から実施する。

附則 この要綱は、令和4年7月1日から実施する。